

人権方針

株式会社 明治安田総合研究所(以下、「当社」といいます。)は、「明治安田フィロソフィー」のもと、企業ビジョンである「環境変化への『適応』を超え、経営環境の『創造』を支援する戦略的シンクタンク」の実現に向け、お客さま・地域社会・従業員等のステークホルダーの人権を尊重するとともに、事業を通じた人権課題に対する取組みの推進に努めます。

当方針は、当社のすべての役員・従業員に適用されます。また、取引先に対しても人権を尊重するよう働きかけていきます。

1. 国際規範の尊重

当社は、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範に基づき公正・誠実な企業活動を行いません。また、各国・地域の法令を遵守し、「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「国連グローバル・コンパクト」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重するよう努めます。

2. 役員・従業員の人権尊重

当社は、すべての役員・従業員に人権の尊重を求め、性別、性的指向・性自認、障がいや重篤な病気の有無、年齢、人種、国籍、出身、信条等による、不当な差別を認めません。また、あらゆるハラスメントの未然防止に努め、すべての従業員に対する平等な機会の提供や働きやすい職場環境の整備等、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するとともに、企業活動の基盤である従業員の心身の健康づくりを積極的に支援します。

3. お客さま等の人権配慮

当社は、「環境変化への『適応』を超え、経営環境の『創造』を支援する戦略的シンクタンク」として、常にお客さまを大切にし、クオリティの高い調査研究成果を提供し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。当社の提供する調査研究成果が人権へ負の影響を与えることのないように努め、お客さまの人権を尊重します。

4. 検証・防止

当社は、企業活動において人権に負の影響を与えることがないかを継続的に検証し、人権影響の特定および未然防止・低減に努めます。

5. 救済・是正

当社は、人権に負の影響が発生した場合や助長している可能性があることが判明した場合には、原因究明と再発防止に向けて適切に対処し、救済・是正に努めます。

6. 教育・啓発

当社は、人権課題に対する取組みの推進のために、人権啓発推進員を任命し、当社の役員・従業員に対して実効性のある教育・啓発を継続的に実施します。

7. ステークホルダーとの対話・協議

当社は、潜在的な人権への影響にも目を向け、対話することの重要性を認識し、株主総会や取締役会、各種相談窓口等さまざまな機会を通じて、ステークホルダーとの対話・協議の推進に努めます。

2021年4月1日 制定